

丸亀市地域経済循環創造事業
(ローカル 10,000 プロジェクト)
令和 8 年度審査会 選定要領

令和 8 年 3 月

丸亀市市長公室政策課

目次

項番	内容	頁
1	事業の目的	2
2	選定について	2
3	補助対象経費	2
4	補助金額	2
5	選定への参加資格	2
6	選定の対象となる事業	3
7	補助対象期間	3
8	手続きフロー	3
9	スケジュール	4
10	選定への参加方法	4
11	審査について	5
12	プレゼンテーション資料の作成	6
13	留意事項	6
14	評価項目	7
15	選定事業者の特定	7
16	申請書の提出及び問い合わせ先	7

1 事業の目的

総務省のローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）は、産官学金労言の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援するもので、丸亀市においては、この制度を活用し、国への申請及び採択に向けた伴走支援を実施する申請事業を選定するため、本要領において必要な事項等を定める。

2 選定について

本要領に基づき選定する申請事業は、市が国へ補助金交付申請を行い、国の交付決定を受けた事業については、地域経済循環創造事業交付金交付要綱に基づき当該補助金の交付を行う。

3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（ローカル 10,000 プロジェクト）の第5条に規定する以下の経費とする。

経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕および購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入およびリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入およびリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

※事業目的に合致しないもの、消耗品、振込手数料、各種申請手数料・収入印紙、各種保険料及び事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は対象外とする。

4 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から事業者等が地域金融機関等、若しくは日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。ただし、丸亀市の予算の範囲内での補助とする。

- ア 融資額が補助金額と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円
- イ 融資額が補助金額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円
- ウ 融資額が補助金額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円
- エ 融資額が補助金額の4倍以上の額の場合 5,500万円

5 選定への参加資格

申請事業の選定に参加する事業者は次の（１）～（３）の要件を全て満たす者とする。

- （１）丸亀市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第２条に規定する者。
- （２）市等が実施する同種の補助金等の交付を受けていない者又は受ける見込みがないこと。
- （３）丸亀市補助金等交付規則第４条第２項に規定する者でないこと。

6 選定の対象となる事業

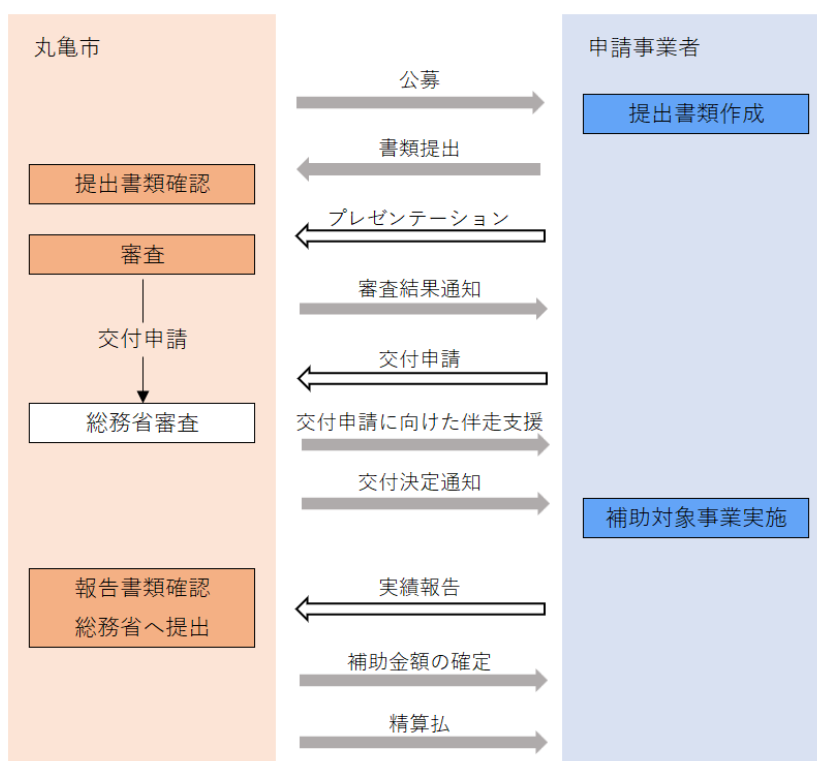
選定の対象となる事業は、次の要件全てに該当し、地域における経済循環に寄与する優れた事業（以下「補助対象事業」という。）と認められるものとする。

- ア 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- イ 事業の実施により、丸亀市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- ウ 補助対象者にとって新規事業であること。
- エ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- オ 補助対象経費のうち、補助対象者が地域金融機関等から受ける融資等の総額が、「３ 補助対象経費」、「４ 補助金額」に規定する丸亀市からの補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助対象事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお、地域金融機関等は、経営者に対して補助対象者の連帯保証人になること（経営者保証）を求めてはならない。

7 補助対象期間

補助金の対象事業を実施する期間（以下「補助対象期間」という。）は、単年度を原則とし、補助金の交付決定日以降に着手し、当該年度の２月末日までに完了すること。２年度に渡る事業実施を検討の場合は、事前に市へ相談すること。

8 手続きフロー



9 スケジュール

第1回

内容	日程
募集開始	令和8年4月1日（水）
書類の提出締切	令和8年5月29日（金）
提出書類の確認期間	令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）
審査会（プレゼンテーション）	令和8年7月上旬
審査結果通知	令和8年7月中旬
交付申請に向けた伴走支援	令和8年7月中旬～ 令和9年9月中旬
市から国へ交付申請	令和8年9月下旬
国審査期間	令和8年10月～11月
交付決定通知	令和8年11月下旬（予定） ※交付決定日前に実施された事業は補助対象になりません。
実績報告	令和9年3月1日（月）まで ※2年度にまたがる事業実施を検討の場合は、事業選定申請前に、市へご相談ください。
補助金の支払い	実績報告確認以後、順次

第2回

内容	日程
募集開始	令和8年8月3日（月）
書類の提出締切	令和8年9月30日（水）
提出書類の確認期間	令和8年8月3日（月）～令和8年10月30日（金）
審査会（プレゼンテーション）	令和8年11月上旬
審査結果通知	令和8年11月中旬
交付申請に向けた伴走支援	令和8年11月中旬～ 令和10年3月末
市から国へ交付申請	令和9年4月下旬
国審査期間	令和9年5月～6月
交付決定通知	令和9年6月下旬（予定） ※交付決定日前に実施された事業は補助対象になりません。
実績報告	令和10年3月1日（月）まで ※2年度にまたがる事業実施を検討の場合は、事業選定申請前に、市へご相談ください。
補助金の支払い	実績報告確認以後、順次

10 選定への参加方法

上記スケジュールの書類の提出締切日までに以下の書類を提出する。ただし、カについては、プレゼンテーション実施日の7日前までに提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 丸亀市地域経済循環創造事業選定申請書(様式第1-1号)
- イ 地域経済循環創造事業実施計画書(実施計画書別記様式第1号-1及び第1号-2)
- ウ 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- エ 工程表等完成までのスケジュールが分かる資料(任意様式)
- オ 事業概要ポンチ絵
- カ プレゼンテーション資料(任意様式)

※提出が必要な様式は丸亀市ホームページへ掲載。

(2) 提出場所及び提出方法

電子データと紙の両方を「14 申請書の提出及び問い合わせ先」に提出すること。

ア 電子データ

電子メールにて提出。電子メール送付後は未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

データはZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出年月日)_(事業者名)_申請書類一式」()内は各々必要事項を記載)とすること。

イ 紙原本(7部)

直接持ち込み又は郵送(締切日必着)により提出。

- ・直接持ち込む場合の受付時間は、市役所の開庁時間とする。
- ・郵送の場合は、送付書類の確認が取れるよう、特定記録や簡易書留等にて送付すること。なお、郵便事故等による未着の場合は、受付を行わない。

11 審査について

(1) 審査会の設置

市が交付金の申請を目指す事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした「丸亀市地域経済循環創造事業審査会」を設置する。

(2) 審査会の開催

審査会は、申請事業の選定への参加があった場合に開催し、非公開とする。開催の詳細については、開催日の2週間前までに、「丸亀市地域経済循環創造事業選定に係る申請書(様式1)」に記載された担当連絡先宛て電子メールで通知する。

(3) 審査方法

事業実施計画書等の提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査する。

(4) 審査基準

審査会の構成委員は、別表に掲げる評価項目をもって、事業を公正かつ客観的に審査し、国への申請事業を選定する。

(5) 参加資格の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 選定の公平性を害する行為があった場合

- ウ 必要書類が未提出であった場合
- (6) プレゼンテーションにおける留意事項
- ア 実施時間は、1事業者につき30分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内）とする。
- イ プレゼンテーションは「12 プレゼンテーション資料の作成」に基づき作成した資料を用いて行うこと。当日の追加資料の提出及び提示は認めない。
- (7) 選定結果の通知
- 審査結果は、選定事業の申請があった事業者^に文書で通知する。
- (8) その他
- 審査を行うにあたり、必要な場合は個別に提出書類の確認を行う。
- 市の選定事業となった場合でも、国による審査に落選した場合は、補助金は交付しない。

12 プレゼンテーション資料の作成

プレゼンテーション資料の作成にあたり、必要な事項等を以下のとおり定める。

(1) 構成

資料は以下項目の記載を必須とする。

ア 表紙

- ・表題（丸亀市地域経済循環創造事業補助金～補助事業の名称～）
- ・提出年月日
- ・事業者名、担当者氏名、連絡先

イ 目次

ウ 事業者（実施主体）概要

エ 事業計画の概要

オ 事業計画の詳細

- ・「14 評価項目」に掲げる項目を各編の見出しとして、具体的な内容を記載すること。
- ・事業実施にあたり、遵守すべき法令や取得が必要な許可等がある場合は、「法令、許可等の名称」及び「取得スケジュール」を記載すること。

カ 全体事業スケジュール

キ 経費見積書及び積算内訳書

- ・見積金額の内訳が分かる積算内訳を作成し、項目、数量、単価、金額を明らかにすること。

(2) 形式等

ア 資料はA4、横書きとし、ページ番号を付すこと。

イ 印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(3) その他

ア 図、表、写真等を適宜使用し、見やすく明確な内容とすること。

イ 専門知識を有しない者にも理解できる表記を心がけること。

- ウ 資料で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とすること。
- エ 事業の実現可能性について、十分考慮した内容とすること。

13 留意事項

本要領に加えて、「丸亀市地域経済循環創造事業補助金交付要綱」及び国（総務省）の「地域経済循環創造事業交付金交付要綱」の内容を必ず確認すること。

また、下記事項について留意すること。

- (1) 各申請にかかる費用は、全て申請者が負担するものとする。
- (2) 提出物は返却しない。なお、提出書類は本補助金に係る手続き以外の目的には使用しない。
- (3) 審査結果に関する問い合わせは受け付けない。
- (4) 提出書類に虚偽があった場合や選定の公平性を害する行為があった場合、また必要な手続きを行わない場合等は交付決定を受けた後であっても交付決定を取り消す場合がある。
- (5) 予算の範囲内での交付決定とする。
- (6) 補助金の支払については、前払金の請求があった場合及び事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた場合の精算払とする。
- (7) 補助対象期間内に事業が完了しなかった場合は、補助金は交付しない。
- (8) 本補助事業により取得した財産については、事業完了後も、管理者によって管理（管理簿の作成、ラベル貼付による紛失防止等）し、本補助事業の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、原則として、総務省所管補助金等交付規則8条に定められた処分の制限を受ける期間を経過するまでは、丸亀市の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。なお、丸亀市の承認を得て取得財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を求めることがある。
- (9) 補助対象事業に関する関係書類及び帳簿類を整理し、事業が完了した翌年度から起算して5年間保存すること。
- (10) 丸亀市が、総務省要綱第22条（収益納付等）に基づき総務省から交付金の全部、又は一部に相当する金額の納付命令を受けたときは、当該交付金に基づき補助金を交付した補助対象者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命じることがある。
- (11) 交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答すること。
- (12) 事業内容等を変更する際は、事前相談の上、丸亀市地域経済循環創造事業補助金事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）及び関係書類を提出し、承認を受けた後に、変更後の事業を行うこと。
- (13) 補助対象事業に係る成果等を公表（プレスリリース等）する場合は、事前に市へ連絡すること。

1.4 評価項目

審査にあたっては、以下の項目について総合的に評価する。

No.	評価の視点	配点
1 地域資源の活用		
	丸亀市の地域資源を活用する事業である	20
	地域資源の特徴を生かし、ブランド化や知名度向上等に寄与している	
2 事業の実現性		
	事業内容、事業戦略、収支計画は具体的かつ確実性がある	10
3 雇用計画		
	地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性がある	10
4 公共的な地域課題の解決		
	地域経済の循環、関係人口の増加など、地域への波及効果を見込むことができる事業である	20
	第三次丸亀市総合計画、その他の市計画に掲載されている課題と合致している	
5 事業の新規性		
	事業者にとって新規ビジネスである（既存事業の拡大等でない）	5
6 モデル性		
	市内で前例のない取組であり、同様の地域課題を抱える地域のモデルとなり得る	15
7 リスクに対する回避策		
	事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策がある	10
8 事業の自立性		
	補助対象事業の完了後、本市の地域課題の解決のため自立して事業を実施していくことができる	10
合 計		100

1.5 選定事業の特定

審査委員による各評価項目において、6割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、国への申請事業を選定し、丸亀市地域経済循環創造事業選定結果通知書(様式第1-2号)により通知する。

1.6 申請書の提出及び問い合わせ先

丸亀市役所 市長公室政策課（平日 8:30~17:00）

住 所 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

電話番号 0877-24-8839

メー ル seisaku-k@city.marugame.lg.jp